



様式第九号（第十条の六関係）

6082

許可番号 00821108437

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 茨城県笠間市安居3041番地の2

氏名 株式会社 リサイクルパーク

代表取締役 大木 清実

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項  
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川和彦



許可の年月日 平成31年3月7日

許可の有効年月日 平成35年12月23日

### 1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

#### 中間処分

切断：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）以上8種類

破碎・選別：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）以上8種類

### 2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記1のとおり。

### 3. 許可の条件

特になし。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成15年12月24日	新規許可		
平成20年12月24日	更新許可		
平成26年1月30日	更新許可		
平成31年3月7日	更新許可		
	以下余白		

### 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

別記 1

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

茨城県笠間市安居 3041 番地の 2

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
切断施設	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 7.2 t / 日 (8 時間) 廃プラスチック類 7.2 t / 日 (8 時間) 金属くず 10.8 t / 日 (8 時間) 紙くず 7.2 t / 日 (8 時間) 木くず 1.8 t / 日 (8 時間) 繊維くず 7.2 t / 日 (8 時間) がれき類 7.2 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀含有産業廃棄物を除く。), 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を除く。), ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。), がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上 8 種類	平成 15 年 12 月 10 日 — —
破碎・選別施設	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 17.75 t / 日 (8 時間) 廃プラスチック類 3.24 t / 日 (8 時間) 金属くず 6.84 t / 日 (8 時間) 紙くず 2.88 t / 日 (8 時間) 木くず 4.54 t / 日 (8 時間) 繊維くず 3.02 t / 日 (8 時間) がれき類 4.92 t / 日 (8 時間) 混合廃棄物 6.80 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。), 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を除く。), ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。), がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上 8 種類	平成 15 年 12 月 10 日 — —